

平成13事業年度
業務実績報告書

独立行政法人 海技大学校

目 次

第 1 章	業務運営評価のための報告	2
	はじめに	2
	業務運営報告	3
	1．中期目標の期間	3
	2．業務運営の効率化に関する事項	3
	3．国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する事項	9
	4．財務内容の改善に関する事項	28
	5．その他業務運営に関する重要事項	35
	6．自主改善努力の実績	37
第 2 章	個別業務評価のための報告	38
	はじめに	38
	個別業務報告	39
	- 1 海技士科	39
	- 2 講習科	43
	- 3 通信教育科	47
	4 船舶運航技術及び船員教育に関する研究	49
	内部評価の実施体制等	52

第1章 業務運営評価のための報告

はじめに

この報告書は、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」(平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定)に基づき、独立行政法人海技大学の平成13事業年度業務運営評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期目標等において中期目標期間における項目の目標が具体的数値(目標値)により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ次の形式で報告する。

< 目標値が設定されている場合 >

(中期目標) 大項目 - 中項目 - 小項目
(中期計画) 大項目 - 中項目 - 小項目
(年度計画における目標値) 大項目 - 中項目 - 小項目

年度計画における目標値設定の考え方

--

実績値及び取組み

--

実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

< 上記以外の場合 >

(中期目標) 大項目 - 中項目 - 小項目
(中期計画) 大項目 - 中項目 - 小項目
(年度計画) 大項目 - 中項目 - 小項目

年度計画における目標設定の考え方

--

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

--

業務運営報告

1. 中期目標の期間

平成13年4月1日から平成18年3月31日までの5年間

2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化の推進

社会ニーズを反映した教育課程の再編並びに養成定員の見直しを行い、養成定員を50%程度に抑制するとともに、教官の弾力的な配置による効率的な組織編成と運営を図る。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営体制の効率化の推進

的確な社会ニーズの把握につとめ、教育課程を再編して、養成定員を50%程度に抑制する。

(年度計画における目標値)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営体制の効率化の推進

各課程の養成定員が社会ニーズを反映した定員となるよう平成12年度定員の25%を抑制する。

年度計画における目標値設定の考え方

社会ニーズを反映した養成定員とするため、中期計画では50%の養成定員を抑制するとしており、13年度及び14年度の2年間で段階的に抑制を図るため、50%の1/2の25%を抑制し、目標値の50%を達成するとした。

実績値及び取組み

12年度養成定員1,715名の内422名の抑制を行い、13年度養成定員1,293名とした。(養成定員の25%を抑制した。)

(参考資料1参照)

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営の効率化の推進

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営体制の効率化の推進

これに伴い、組織の簡素化並びに教官等の弾力的な配置を図り、効果的かつ効率的な運営を行う。

(年度計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営体制の効率化の推進

組織の簡素化並びに教官の弾力的な配置について検討を行う。

年度計画における目標設定の考え方

最適な組織並びに教官の弾力的な配置を図ることにより、業務運営、教育訓練、船舶運航技術及び船員教育に関する研究をより一層、効果的かつ効率的に行う。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

組織の簡素化

- ・非常勤講師を17名削減

教官等の弾力的な配置

- ・教養科教官1名を新たに教務課に配置
- ・総務課職員1名を削減し教務課に配置

14年度以降に組織の簡素化並びに教官等の弾力的な配置を一層図り、組織の効果的かつ効率的な運営を目指し、中期計画を着実に達成する。

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(2) 人材の活用の推進

教育実施のため必要な役職員を確保するとともに、大学等の教育研究機関、民間機関あるいは海事関連行政機関の知見を活用し、組織の一層の活性化を図るため、これらの機関等との人事交流を推進する。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 人材の活用の推進

国内外関係機関の知見を活かすため、これらと20名以上の人事交流を図る。

(年度計画における目標値)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 人材の活用の推進

独立行政法人航海訓練所職員、独立行政法人海員学校職員、海技試験官、国土交通省海事局船員部等と人事交流を図り、7名程度を受入れ3名程度を派遣する。

年度計画における目標値設定の考え方

13年度については年度中の交流予定者数を考慮して10名とした。

実績値及び取組み

受入	
・独立行政法人航海訓練所	1名
・独立行政法人海員学校	2名
・海技試験官	2名
・国土交通省海事局船員部	1名
・商船三井	1名 (海技丸)
計	7名
派遣	
・海技試験官	1名
・国土交通省海事局船員部	3名
計	4名

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化の推進

船員教育の効果的かつ効率的な実施を図るため、技術の発展に伴う教育機材等の計画的な整備を行うとともに、教育施設の効率的な運用により、その稼働率の向上を図る。さらに、委託研修の受入れにより、社会ニーズへの柔軟な対応を図りつつ、教育施設の一層の活用を図る。

また、施設管理業務等の外部委託化を含めた業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制する。

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

船舶の技術革新に対応する効果的な教育機材の導入に努め、期間中にシミュレータ船員教育システム等3件程度の導入を図り、これらを含めた主要教育機材の稼働率を30%向上させる。

(年度計画における目標値)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

シミュレータ船員訓練システム教材の導入を図り、船舶の技術革新に対応させる。また、実務的教育の充実に努め、主要教育機材の稼働率を10%向上させる。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では、5年間で30%の稼働率向上としており、その1/5程度に設定した。ただし、13年度については教育機材の整備・拡充が見込まれることから10%とした。

実績値及び取組み

原油タンカーシミュレータを1件導入した。

LPGシミュレータ(PC版)を1件導入した。

主要教育機材(操船シミュレータ、レーダ・ARPAシミュレータ、GMDSSシミュレータ、機関室シミュレータ、ディーゼル機関実験室、自動制御実験室、電気実験室、英会話訓練装置)の稼働率が16%向上した。

・12年度稼働時間 3,250時間

・13年度稼働時間 3,789時間 539時間増加

稼働率16%の向上

(参考資料2・17参照)

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化の推進

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

教育施設等の効率的運用を図るため、常設課程に加えて船社等からの委託研修を積極的に推進する等、社会ニーズへの柔軟な対応を図る。

(年度計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

教育施設等の効率的運用を図るため、船社等からの委託研修等を積極的に推進し、社会ニーズに柔軟に対応する。

年度計画における目標設定の考え方

社会ニーズに既設の課程で対応できない場合は、委託研修課程等を新設し、教育施設等の効率的運用を図る。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

委託研修課程の開設により、13年度には507名の受講生があり、今後もニーズ調査を行い、中期計画を着実に達成する。

(参考資料3参照)

(中期目標)

2 業務運営の効率化に関する事項

(3) 業務運営の効率化の推進

(中期計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

施設管理業務等の外部委託、書類等のペーパーレス化等により、業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制することとする。

(年度計画)

1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 業務運営の効率化の推進

本校及び分校の宿日直業務並びに分校給食業務等の外部委託を促進し、業務運営効率化を図る。

各種会議及び委員会の報告並びに書類のペーパーレス化を促進する。

年度計画における目標設定の考え方

業務運営の効率化を図るため、各種業務の外部委託や、書類のペーパーレス化の推進を目標とし、一般管理費を抑制する。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

宿日直業務の外部委託

本校：年末年始の時期のみ実施した。

分校：7月1日から本館及び教室棟の機械による監視警備を開始した。

平日：17：20 - 翌日08：30

土曜日（開校日）：12：30 - 翌日08：30

日曜日、祝日、土曜日（閉講日）及び年末年始：終日

分校給食業務の外部委託

4月から昼食を全て外部委託した。

「海大ホームページ」を立ち上げ、文書管理、学内掲示板を設けて議事録の保管、連絡等に利用し書類のペーパーレス化を図った。

14年度には、更に外部委託やペーパーレス化の促進を図るとともに、旅費、光熱水量等一般管理費の抑制に努め、中期計画期間中の一般管理費総額の2%程度を抑制し、中期計画を着実に達成する。

3. 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

独立行政法人海技大学校法第10条第1号に基づき、船員に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能の教授を実施する。

教育の実施に際しては、船員政策の遂行、機器の自動化や情報技術等の船舶の技術革新、一層の即戦力化や管理能力の付与等の船員に求められる技術、資質等の変化に対応した教育課程の設定を図り、これに基づき、シミュレ - タ教育の充実による学生等の理解度の向上及び満足度の向上を図るとともに、卒業生の知識・技術の十分な活用がなされるよう努める。

加えて研修等の実施による職員の質の維持向上を図り、より効果的な船員教育を目指す。さらに教育に関する自己評価体制を構築し、効果的な教育への反映を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

教育の実施に当たっては、教育の質の向上並びに充実を図り、効率的かつ効果的な教育が実施できるよう以下の計画の達成を図る。

海技士科については、入学資格を緩和するとともに、船員が受講かつ卒業しやすい受講制度を確立し、船舶の技術革新や船員に求められる技術に対応できるようシミュレ - タ等の実習機材を活用した実務的教育の充実を図る。

海技士科の具体的な課程の再編は、以下のとおりとする。

(廃止をする課程)

三級海技士科第一、三級海技士科第二

(養成定員の見直しをする課程)

三級海技士科第三、四級海技士科

(入学資格の緩和を図る課程)

一級海技士科、二級海技士科、四級海技士科

(年度計画)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

海技士科については、社会ニーズを考慮して乗船履歴及び受有免状に関する入学資格を緩和するとともに、船員の休暇制度への対応や海技取得機会を考慮した受講制度の確立を検討する。

さらに、以下の課程の見直しを行い、効果的かつ効率的な船員教育が実施できる教育体制の構築を図る。

[養成定員の見直しをする課程]

課程名	平成12年度	平成13年度
三級海技士科第一（航海科・機関科）	60	30
三級海技士科第二（航海科・機関科）	80	40
三級海技士科第三（航海科・機関科）	80	40
四級海技士科（航海科・機関科）	80	40

[入学資格の緩和を図る課程]

- 一級海技士科（航海科・機関科）
- 二級海技士科（航海科・機関科）
- 四級海技士科（航海科・機関科）

年度計画における目標設定の考え方

社会ニーズに合わせて、養成定員の見直しを図った。
教育の機会均等及び学生に対する便宜を図るため入学資格の緩和を図った。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

養成定員の見直しをする課程

三級海技士科第一	60名	30名
三級海技士科第二	80名	40名
三級海技士科第三	80名	40名
四級海技士科	80名	40名

以上の課程について養成定員の1/2を抑制した。

入学資格を緩和する課程

- ・一級海技士科、二級海技士科については、入学資格の一つであった「海事従事者国家試験に必要な乗船履歴を有する者」を除いた。
- ・四級海技士科については、入学資格の一つであった「五級海技士免許受有者」を除いた。

船員が受講しやすい受講制度の確立については、13年度に引き続き14年度も検討していく。

課程再編については、14年度に三級海技士科第一及び三級海技士科第二を廃止することにより、中期計画を着実に達成する。

(参考資料1参照)

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

現行の三級海技士科第四課程については、海技士科から海上技術科として分離独立させて教育内容の改善を図る。特に、内航海運の技術革新に対応した情報技術教育並びにシミュレタ等を利用した実務教育の充実を図る。

(年度計画)

特に記載なし

年度計画における目標設定の考え方

船舶の大型化並びに技術革新等内航海運の状況及びこれらに求められるニーズに対応するため、従来の三級海技士の資格取得教育に加えて高度船舶管理システムや情報処理機器を駆使するとともに、状況変化に機敏かつ柔軟に対応できる知識と判断力を兼ね備えた船員を育成するため、従来の海技士科三級海技士科第四(1, 2年)を海上技術科として海技士科から分離独立させる。

なお13年度年度計画に記載がないのは、対外的な調整作業もあり、本年度に当該課程の分離独立に係る作業が実施できるか否か不明だったため。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

13年度に業務方法書の変更を行い、14年度から新たに海上技術科(定員:航海科15名、機関科15名)を設置する。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

また、他の教育機関との連携を強化し、座学教育、実習訓練そして就職に至るまで一貫した指導を行うことにより、教育効果の向上並びに船員としての資質の向上を図るとともに、海事関係企業への就職率を70%以上とする。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

三級海技士第四課程に係る独立行政法人海員学校及び独立行政法人航海訓練所との連絡会議を年2回程度開催し、一貫した教育及び指導により教育効果の向上並びに船員としての資質向上を図り、海事関係企業への就職率を70%以上とする。

年度計画における目標値設定の考え方

三級海技士科第四の学生は、独立行政法人海員学校本科卒業生であり、三級海技士の免許を取得するため、座学を海技大学校で行い、実習訓練は航海訓練所で行っている。各船員教育機関で情報を共有し、教育効果の向上を図るため連絡会議を開催した。

過去5年間の就職率を考慮し目標値を70%以上と設定した。

実績値及び取組み

連絡会議

- ・独立行政法人海員学校との連絡会議を1回開催
- ・独立行政法人航海訓練所との連絡会議を2回開催
- ・国土交通省海事局船員部及び船員教育3機関との連絡会議を4回開催

海事関係企業への就職率71.4%

(参考資料4参照)

(中期目標)

3 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

講習科のシミュレ - タ課程については、社会的ニ - ズに対応するため課程を再構築し、実習機材の整備や教育内容の見直し及び指導体制の拡充を図り、効果的かつ効果的な講習の実施に努める。

講習科の具体的な課程の再編は、以下のとおりとする。

(廃止をする課程)

船橋当直課程、機関当直課程、船舶技術管理課程、
国際海運管理課程、海技講習課程

(養成定員の見直しをする課程)

三級海技士課程、四級海技士課程、五級海技士課程、
技能講習課程、船舶基礎課程

(拡充が必要な課程)

シミュレ - タ課程

(年度計画)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

講習科については、船員政策並びに社会的ニーズに基づいて以下の課程の養成定員を見直し、効果的かつ効果的な船員教育が実施できる教育体制を構築する。

[養成定員の見直しをする課程]

課程名		平成12年度	平成13年度
高等部	船橋当直課程・機関当直課程	80	40
	三級海技士課程(航海科・機関科)	80	40
	四級海技士課程(航海科・機関科)	80	40
普通部	船橋当直課程・機関当直課程	80	40
	若年船員前期	30	10
	海技講習課程(航海科・機関科)	72	36
	五級海技士課程(航海科・機関科)	80	40
	船舶基礎課程	40	20

また、シミュレータ課程については社会ニーズに対応するため、実習機材の整備や教育内容の見直し及びインストラクターの養成に努め、効果的かつ効率的な講習の実施に努める。

年度計画における目標設定の考え方

船員政策の変化及び社会ニーズに合わせて、講習科の養成定員の見直しを行った。シミュレータ課程については、今後需要が見込め、社会ニーズに柔軟に対応するため、実習機材の整備や教育内容の見直し及びインストラクターの養成に努める。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

養成定員を見直しする課程

高等部

船橋当直課程・機関当直課程	80名	40名
三級海技士課程	80名	40名
四級海技士課程	80名	40名

普通部

船橋当直課程・機関当直課程	80名	40名
海技講習課程	72名	36名
五級海技士課程	80名	40名
船舶基礎課程	40名	20名

以上の課程について養成定員の1/2を抑制した。

(参考資料1参照)

拡充が必要な課程

シミュレータ課程については、教育内容の見直し、インストラクターの養成、開講時期及び講習期間の短縮並びに開講回数の増加を図るとともに、実習機材については原油タンカーシミュレータ、LPGシミュレータ(PC版)の導入等を行った。

インストラクターの養成については、日本海洋科学、MOマリンコンサルティング、日本無線で合計11名の職員の研修を行った。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

目標期間中における、海運政策、船員政策遂行並びに社会ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、適宜各科の教育課程及び教育内容の見直しを行い、現行課程で対応できない場合は委託研修課程等、新たな課程の設置を図る。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

海運政策、船員政策遂行並びに社会ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、各科の教育課程及び教育内容の見直しを積極的に行い、現行課程で対応できない船社等からの委託研修を実施する課程の新設を検討する。

年度計画における目標設定の考え方

船員に求められる技術、資質等の変化に柔軟に対応するため、各科の教育課程及び教育内容の見直しを積極的に行う。

現行課程で対応できない社会ニーズに対応するため、委託研修を実施する課程を新設する。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

各科の教育課程及び教育内容の見直しを行い、社会ニーズに適応しない課程の廃止を14年度に行うことにした。

(廃止する課程：三級海技士科第一、三級海技士科第二、船橋当直課程、機関当直課程、船舶技術管理課程、国際海運管理課程、海技講習課程)

委託研修課程については、13年度に検討を行い、その結果を踏まえ、新たな課程として開設した。委託研修課程の開設により、13年度は507名の受講生があり、今後もニーズ調査を行い一層の改善を図り、中期計画を着実に達成する。

(参考資料3参照)

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

通信教育については、効率的な運営となるよう全ての課程について養成定員の見直しを行うとともに、乗船勤務をする船員の特殊性を考慮し、インターネットを活用した通信教育の充実を図り、効果的運営について検討を行う。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

通信教育については、インターネットを活用した学生との連絡や応募並びにスクーリング回数の見直しや夏期休暇等を利用できるようなスクーリング時期の見直しを行い、受講者のニーズに対応する受講体制の確立を図り、効果的運営に努める。

年度計画における目標設定の考え方

修学機会が限られている通信教育科の学生に対し、インターネットを活用して、時間・場所を自由に選択して、教育が受けられるような環境とし、船上勤務者の特殊性を考慮したシステムの構築を図る。

受講生からの要望が強い夏季期間のスクーリング開講を図る。

普通科A課程のスクーリング開講回数を見直しを行う。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

インターネットを活用した学生との連絡及び応募

学生との連絡・応募に電子メールを活用した。学生による連絡・応募が131件あった。

インターネットの活用については、13年度に引き続き14年度も検討していく。

スクーリングの回数及び時期の見直し

・14年度から普通科A課程のスクーリング開講回数を7回から5回にする。

・スクーリングを新たに夏季(7月~8月)に実施した。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

海技資格取得を目的とする各教育課程については、その目標とする国家試験の合格率が85%以上となるよう、学生に対する模擬試験や個別指導を行い、教育効果を高めることに努める。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

海技資格取得を目的とする各教育課程については、その目標とする国家試験の合格率が83%以上となるよう、学生に対する模擬試験や個別指導を積極的に行い、教育効果の向上に努める。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では、過去5年間の平均値を考慮して目標を85%以上と設定しており、今後5年間かけて段階的に85%以上に近づけるため、初年度は83%以上とやや低めに設定した。

実績値及び取組み

海技資格取得を目的とする各教育課程の国家試験の合格率は平均して、80.4%だった。
(参考資料5参照)

能力や職務経験、年齢等が異なる学生を指導するため、必要に応じて補講や個別指導を実施した。

実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

14年度以降は、積極的に学生に対する模擬試験や個別指導を充実させ、中期目標の達成を目指す。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

教育・研究活動の一層の充実を図るため、船員訓練シミュレータ等の教育機材の整備を行う。

(年度計画)

特に記載なし

年度計画における目標設定の考え方

船舶の技術革新に対応した教育訓練を行い、一層の即戦力化を図るため、その目的に合致した実習機材の導入を図る。

なお13年度年度計画に記載がないのは、船員訓練シミュレータの具体的な機種が決まらなかったためである。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

原油タンカーシミュレータやLPGシミュレータ(PC版)の導入及び操船シミュレータの一部整備を行った。

5カ年のシミュレータ導入・整備計画を策定し、14年度以降も引き続き教育機材の整備を図り、中期計画を着実に達成する。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教官の研修計画を策定し、期間中に10件以上の研修を実施する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能の習得を図るための研修計画を策定し、外航及び内航船舶における乗船研修等を2件以上実施する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では5年間で10件以上の研修を行うとしており、その1/5程度に設定した。

実績値及び取組

内航船舶による研修(航海科教官1名、神鋼物流(株))	1件
外航船舶による研修(機関科教官1名、(株)商船三井)	1件

計2件の乗船研修を実施した。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサ・ビスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 船員に対する教育の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサ・ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

自己評価体制の構築に向けて、各課程において学生による授業評価等の教育評価を実施して、教育内容や教育方法の改善・改革に努める。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサ・ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 船員に対する教育の実施に関する計画

自己評価体制を構築し、各課程において学生による授業評価等を年2回程度実施して、教育内容や教育方法の改善・改革に努める。

年度計画における目標設定の考え方

自己評価を行い、評価結果を業務の改善にフィードバックする、また学生による授業評価等を前・後期各1回行い業務の改善及び教官の教授方法等の改善にフィードバックする

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

自己評価体制の構築として、内部評価委員会を設置し、委員会を1回開催するとともにユーザモニター制度を創設し、モニター会議を2回開催した

学生アンケートによる授業評価を9課程において実施した。

14年度以降も、内部評価委員会、ユーザモニター会議及び学生アンケートによる授業評価を活用し、教育内容や教育方法の改善・改革を図り、中期計画を着実に達成する。

(参考資料6・7・8参照)

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 研究の実施

独立行政法人海技大学校法第10条第2号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を実施する。

研究の実施に際しては、機関の目的及び各種シミュレータ等独自に保有する機材を活かすことを踏まえて、組織的な研究計画を策定し、共同研究と併せて研究活動の活性化を図るとともに、研究成果の船員教育への反映を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

主として、船舶の運航、船員教育の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に合計50件以上の研究を行う。また、研究活動の活性化を図るため、他の船員教育機関や大学・研究所等と10件程度の共同研究を行う。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

主として、船舶の運航技術、船舶の安全運航、海洋環境汚染問題、海上輸送、船舶機関技術、船用機関の安全運航、エネルギーと海洋環境汚染問題、船員訓練技術、及び船員教育等に関する分野で組織的に研究計画を策定するとともに自己評価体制を構築して研究の質の向上を図り、10件の研究を行う。

また研究活動活性化を図るため、東京商船大学や各企業等と2件程度の共同研究を行う。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では、5年間で研究を50件及び共同研究を10件実施するとしており、その1/5程度に設定した。

実績値及び取組み

40件の研究テーマ(16件終了、24件継続)を実施した。
共同研究は13件実施した。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 研究の実施

(中期計画)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

研究全般に関する評価体制を確立し、研究活動の充実に努める。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

研究計画を策定するとともに自己評価体制を構築して研究の質の向上を図る。

年度計画における目標設定の考え方

機関の目的及び独自に保有する実習機材を活かすことを踏まえて、自己評価体制を確立し、評価結果を研究計画及び研究実施体制にフィードバックする。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

研究管理委員会を設置し、平成13年度の研究テーマを策定した。
「独立行政法人海技大学校における組織的研究のあり方についての指針」を策定し、研究全般に関する評価体制を確立した。

(参考資料9・10・11・12・13参照)

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 成果の普及・活用促進

独立行政法人海技大学校法第10条第3号に基づき、船員教育及び船舶運航関係の知識、技術の普及・活用を図るために、研修員の受入れ及び職員の専門家としての派遣を推進する等、技術移転等に関する業務の推進を図るとともに、関係委員会等へ専門分野の委員等の派遣を推進し、職員の専門知識の活用を図る。

また、研究成果についても、論文発表、学会発表等を通じて船舶運航技術の向上に寄与させるとともに、必要に応じて特許等の出願も図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

国内外の船員教育機関の希望に応じ、高度な船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、期間中20名程度の研修員を受入れるとともに、国外の政府機関等の要請に応じ船員教育専門家として期間中に5名程度派遣し、また学会等の関係委員会へ、委員として期間中70名程度派遣する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

国内外の船員教育機関の希望に応じ、高度な船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、4名程度の研修員を受入れる。国外の政府機関等の要請に応じ、船員教育専門家として1名を世界海事大学(WMU)に派遣する。また、日本航海学会、日本海難防止協会、日本マリンエンジニアリング学会等の関係委員会へ専門分野の委員として15名程度派遣する。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では、5年間で研修員の受入れを20名程度、船員教育専門家の派遣を5名程度、学会等関係委員会への派遣を70名程度としており、目標値を各々1/5程度に設定した。

実績値

研修員の受入れ5名

(インドネシア研修員1名、トルコ研修員1名、ベトナム研修員3名)

船員教育専門家の派遣2名

(世界海事大学への派遣1名、イスタンブール工科大学への派遣1名)

学会等関係委員会への派遣 15 名

(瀬戸内海海上安全協会への派遣 1 名、神戸海難防止研究会への派遣 5 名、日本造船学会への派遣 1 名、日本マリンエンジニアリング学会への派遣 4 名、海技大学校奨学財団への派遣 3 名、日本航海学会への派遣 1 名)

(中期目標)

- 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
(3) 成果の普及・活用促進

(中期計画)

- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(3) 成果の普及・活用促進
研究については、論文発表及び学会発表等を行うとともに、研究報告書を作成する。

(年度計画における目標値)

- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(3) 成果の普及・活用促進
研究については、5件程度の論文発表並びに5件程度の学会発表等を行うとともに、研究報告書を作成する。

年度計画における目標値設定の考え方

10件の研究中、過去の発表形態を勘案し、論文発表、学会等の発表件数を各1/2程度に設定した。

実績値及び取組み

論文発表8件(博士学位論文1件、学術誌論文3件、国際学会4件)
学会発表等11件(国内学会10件、報告書等1件)

(参考資料14参照)

(中期目標)

- 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
(3) 成果の普及・活用促進

(中期計画)

- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(3) 成果の普及・活用促進
さらに、インターネットのホームページを開設して研究成果並びに船員教育に関する情報を外部へ公表し、教育・研究成果の普及を図る。

(年度計画)

- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
(3) 成果の普及・活用促進
インターネットのホームページを開設して研究成果並びに船員教育に関する情報を積極的に外部へ公表し、教育・研究成果の普及に努める。

年度計画における目標設定の考え方

インターネットのホームページを通じて、研究成果並びに船員教育に関する情報を積極的に外部へ公表する事により、機関の透明性を確保し、広く国民の理解及び支持を得る。

当該年度における取組み及び、今後中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

13年度研究計画、研究内容、研究成果及び教育課程・施設紹介等の船員教育に関する情報を海技大学ホームページに掲載した。
14年度も引き続き研究計画、研究内容、研究成果及び教育課程・施設紹介等の船員教育に関する情報を海技大学ホームページに掲載する等なお一層の充実を図り、中期計画を着実に達成する。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 成果の普及・活用促進

(中期計画)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(4) 海事思想普及等に関する業務

教育・研究成果及び海事思想普及のため、本校練習船海技丸を利用した体験航海や校内施設見学会及び公開講座等を年5回程度開催する。地方自治体の各関係機関との連携を強化するとともに各種行事に参加し、市民との交流を深め本校施設の有効利用を図る。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサ - ビスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(4) 海事思想普及等に関する業務

教育・研究成果及び海事思想普及のため、本校練習船海技丸を利用した体験航海や芦屋市防災訓練、校内施設見学会及び公開講座等を年5回程度開催する。

地方自治体の各関係機関及び各種団体との連携を強化し、各種行事への協力及び共同開催を図り、市民との交流を深め本校施設の有効利用に努める。

年度計画における目標値設定の考え方

過去5年間の実績値を考慮し、年間5回程度とした。

実績値及び取組み

海技丸を利用した体験航海を5回実施した。

- ・「KOBE2001みなとフェスタ」、兵庫県教育委員会主催「とらいあるWeek」、
「海の旬間行事」、
「KOBE2001みなとフェスタ」(海の日協賛行事)、内航船員確保協議会主催「中学生体験航海」
校内施設見学会を3回実施した。
- ・海の旬間協賛行事で施設公開、市内小学生に施設公開、神戸市内の中学生に施設公開
芦屋市防災訓練に参加した。
- ・救助訓練の一環として「海技丸」が参加
公開講座を2回開催した。
- ・本校教官による芦屋市民のための公開講座を開催
- ・特別講演会開催
神戸海洋气象台予報課長及び冒険家堀江謙一氏による講演
メディアを通じて広報活動を行い、地方自治体(芦屋市、神戸市)や公益法人との共催
を行った。

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、受託収入の導入等、大学校の業務の範囲内において、自己収入の確保を図る。

(中期計画)

3 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

業務の範囲内において、受託収入等による自己収入の確保を図る。

(2) 予算(人件費の見積りを含む。)

収入	運営費交付金	5,931	百万円
	施設整備費補助金	213	
	業務収入	243	
	受託収入	-	
	計	6,387	
支出	業務経費	1,117	百万円
	施設整備費	213	
	人件費	4,712	
	受託経費	-	
	一般管理費	345	
	計	6,387	

(人件費の見積り)

期間中総額3,962百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(年度計画における目標値)

3 予算、収支計画及び資金計画

(1) 自己収入の確保

年度期間中において、授業料を3.76%値上げする。

(2) 平成13年度に係る予算計画(人件費の見積りを含む。)

収入	運営費交付金	1,187	百万円
	施設費等補助金	0	
	業務収入	44	
	受託収入	-	
	計	1,231	
支出	業務経費	227	百万円
	施設整備費	0	
	人件費	934	
	受託経費	-	
	一般管理費	70	
	計	1,231	

(人件費の見積り)

年度中総額801百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

年度計画における目標値設定の考え方

授業料の値上げ 3.76%

13年度の国立大学授業料の値上げ率を考慮し算定した。

予算計画

運営費交付金の算定ルール（財務省方針）に従い算定した。

実績値及び取組み

授業料の値上げ 3.76%

予算計画

収入	運営費交付金	1,187百万円
	施設費等補助金	0
	業務収入	46
	受託収入	
	その他の収入	1
	計	1,234

支出	業務経費	151百万円
	施設整備費	0
	人件費	892
	受託経費	
	一般管理費	55
	計	1,098

（人件費の見積り）

年度中総額 785百万円を支出

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

3 予算、収支計画及び資金計画

(3) 平成 13 年度～平成 17 年度収支計画

費用の部	6,081 百万円
経常費用	6,081
業務費	4,250
一般管理費	1,626
減価償却費	205
収益の部	6,081 百万円
運営交付金収益	5,633
業務収入	243
受託収入	
資産見返負債戻入	205
資産見返運営費交付金戻入	85
資産見返物品受贈額戻入	120
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(年度計画における目標値)

3 予算、収支計画及び資金計画

(3) 平成 13 年度に係る収支計画

費用の部	1,227 百万円
経常費用	1,227
業務費	878
一般管理費	310
減価償却費	39
収益の部	1,227 百万円
運営交付金収益	1,144
業務収入	44
受託収入	
資産見返負債戻入	39
資産見返運営費交付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	39
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

年度計画における目標値設定の考え方

業務費及び一般管理費には、人件費を含む。

減価償却費は、国から無償譲与された固定資産の減価償却費。

資産見返物品受贈額戻入は、国から無償譲与された固定資産の減価償却費相当額。

実績値及び取組み

平成13年度に係る収支計画

費用の部	1,126百万円
經常費用	1,126
業務費	796
一般管理費	265
減価償却費	64
財務費用	1
収益の部	1,125百万円
運営交付金収益	1,026
業務収入	46
受託収入	
資産見返負債戻入	51
資産見返運営費交付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	51
雑益	2
臨時損失	65
臨時利益	64
純利益	2
目的積立金取崩額	
総利益	2

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

3 予算、収支計画及び資金計画

(4) 平成 13 年度～平成 17 年度資金計画

資金支出	6,387 百万円
業務活動による支出	5,876
投資活動による支出	511
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	6,387 百万円
業務活動による収入	6,174
運営費交付金による収入	5,931
業務収入	243
受託収入	
投資活動による収入	213
施設整備費補助金による収入	213

(年度計画における目標値)

3 予算、収支計画及び資金計画

(4) 平成 13 年度に係る資金計画

資金支出	1,231 百万円
業務活動による支出	1,188
投資活動による支出	43
資金収入	1,231 百万円
業務活動による収入	1,231
運営費交付金による収入	1,187
業務収入	44
受託収入	
投資活動による収入	0
施設整備費補助金による収入	0

年度計画における目標値設定の考え方

投資活動による支出 43 百万円は、船員訓練シミュレータ教材整備の費用

実績値及び取組み

平成13年度に係る資金計画

資金支出	1,033百万円
業務活動による支出	1,019
投資活動による支出	4
財務活動による支出	10
資金収入	1,236百万円
業務活動による収入	1,236
運営費交付金による収入	1,187
業務収入	49
受託収入	
その他の収入	0
投資活動による収入	
施設整備費補助金による収入	

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

4 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、200百万円とする。

5 重要な財産の処分等に関する計画

なし

6 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況を見つつ、施設・設備等の整備及び研究調査費に充てる。

(年度計画における目標値)

3 予算、収支計画及び資金計画

(5) 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は200百万円とする。

(6) 重要財産の処分等計画

なし

年度計画における目標値設定の考え方

短期借入金の限度額200百万円

予見しがたい事故等に対応するため、運営費交付金及び業務収入の1/6程度とした。

実績値及び取組み

13年度短期借入金はなかった。

5. その他業務運営に関する重要事項

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

本校施設を効率的に維持管理するために、期間中総額2.1億円程度の施設の整備を行う。

(施設整備計画)

教育施設整備費

(独立行政法人海技大学校施設整備費補助金)

本校学生寮空調設備更新等	168百万円
--------------	--------

児島分校空調設備新設等	45
-------------	----

(年度計画における目標値)

記載なし

年度計画における目標値設定の考え方

13年度は施設整備計画はなかった。

実績値及び取組み

なし

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(2) 人事に関する計画

業務運営の効率化を図り、人員の適正配置による計画的な人員の抑制を図る。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 人事に関する計画

方針

教育課程の再編に柔軟に対応した職員の配置を図り、教育効果の向上に努めつつ、人員の抑制を図る。

人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の94%とする

(年度計画における目標値)

4 その他省令で定める業務運営に関する事項

(1) 人事に関する年度計画

業務運営の効率化と人員の適正な配置等を検討

年度中の人件費801百万円程度

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画では、必要な人件費のうち、役員報酬、職員基本給・諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給与の総額を3,962百万円としており、そのうち、13年度に必要な額801百万円を設定した。

実績値及び取組み

13年度中に役員報酬、職員基本給・諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給与として785百万円を支出した。

13年度末に退職者1名の後補充を行わず人員の抑制を図った。

6 . 自主改善努力の実績

- ・ 非常勤講師を削減することにより、人件費の抑制を行った。
- ・ 社会ニーズを把握するため、外航・内航海運会社訪問を積極的に行った結果、委託研修課程の早期開設を図り、また土・日曜日にも開講することで多数の研修生が参加できるようにした。
- ・ 13年度より、独立行政法人海員学校の教務担当教官との連絡会議を本校で行うことにより、三級海技士科第四に入学しようとする学生の動向把握に努めた。
- ・ 独立行政法人海員学校本科の生徒に対して、乗船実習中神戸・大阪下船時に本校の見学会を行い、学校を理解させることにより三級海技士科第四への入学の増加を図った。
- ・ 評価体制確立のため、内部評価委員会、ユーザモニター制度を立ち上げ、学内外の意見を聴取し、業務運営に反映させるシステムを構築した。

第2章 個別業務評価のための報告

はじめに

この報告書は、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」(平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定)に基づき独立行政法人海技大学校(以下「海技大学校」という。)が、平成13年度に行った教育及び研究業務に関して国民に対する説明責任を果たすために、その必要性及び有効性について内部評価委員会(平成14年3月25日開催)の議を経て提出するものである。

海技大学校は、船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する高度の学術及び技能を教授することなどにより、船員の資質の向上を図り、もって海上輸送の安全の確保に資することを目的とした教育機関であり、中期計画期間中に社会ニーズを見据えた教育課程の再編と柔軟な対応を図り、質の高い教育を効率的かつ効果的に行うとともに、国土交通省の船員政策に係るその任務を的確に遂行することとしている。

海技大学校の業務については、教育及び研究業務があり、教育業務については、海技士科、講習科、通信教育科に分類できるが、それぞれ教育の目的及び方法が異なることから、各科の特色を踏まえた評価を明確にし、今後の教育業務の改善に結びつけるため、上記に示す三科について個別に業務評価を行った。

また、研究業務については、平成13年度に行った研究業務の概略を示し、業務評価を行った。

個別業務報告

- 1 海技士科

個別業務名

海技士科

業務実施期間

平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日

業務の概要

海技士科は、海技資格及びより上級の海技資格を取得しようとする船員に対して、再び教育の機会を与え、船舶職員法^注に定める免許の資格に応じて、それらに必要な教育を実施している。各課程のカリキュラムは同法施行規則に定める当該の免許取得に必要な学術及び技能に基づいて作成されている独立行政法人海技大学校規則により定められている。

(参考資料 15 参照)

注 船舶職員法： この法律は、「船舶職員」(船舶において、船長、航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行うものをいう。以下同じ。)として船舶に乗り組ますべき者の資格(一級海技士(航海又は機関)から六級海技士(航海又は機関)の6段階)を定め、船舶の航行の安全を図ることを目的として作られた法律

業務の目標

海技士免許取得のための再教育を行うことにより、船員の資質向上を図り、もって我が国の海上輸送の安全・安定に貢献することを目標としている。

評価の結果

1. 業務の必要性

- (1) 船舶職員として必要な海技士免許は、運航する船舶のトン数、機関出力、航行区域(遠洋、近海、沿海及び平水の4区域)及びその職務により異なるが、船舶職員法によりその資格要件が定められており、乗船する船舶のトン数や職務等がより上位になるに従い、上級の海技士免許の取得が必要となる。

海技士科は、海技士免許取得のための課程として上位の一級海技士科から四級海技士科までの課程を設置しており、このうち三級海技士科及び四級海技士科の課程にあっては、船舶職員法施行規則に定められている船舶職員養成施設に指定されており、卒業者は海事従事者国家試験において筆記試験が免除されることになっている。

ほとんどの海運会社にとって、所属の船員に、より上位の資格を取得させるための教育を自社で行うことは現実には難しく、更に船員個人による独学での資格取得は一層の困難を伴う。

このような実情の下、海技大学校は全国で唯一の船員再教育機関として十分な施設・設備と教育スタッフを備えており、それらを十分活用して海技士科の業務を実施することは、船

員に対する資格取得の機会を与え、海運界に対して知識並びに技能に優れた船舶職員を供給することになり、船舶の安全運航に寄与するという社会ニーズに応えるものである。

(参考資料 16 参照)

なお、入学者については、入学試験が義務付けられている船舶職員養成施設の課程だけでなく、すべての課程について入学試験を実施し、公正を確保するとともに船員としての技能レベルを維持する観点から、入試判定により認められた者のみを入学させている。

(2) 課程の設置について

海技士科に海技士免許の種類及び職務並びに現在取得している海技士免許に基づき、次のような課程を設置している。

一級海技士航海科/機関科

遠洋区域を航行する大型船の船長・機関長に必要な最上級の一級海技士資格の取得を目指す課程で、二級海技士の免許受有者を入学対象とする。

二級海技士航海科/機関科

遠洋区域を航行する大型船の一等航海士・一等機関士または近海区域を航行する中型船の船長・機関長に必要な二級海技士資格の取得を目指す課程で、三級海技士の免許受有者を入学対象とする。

三級海技士航海科第一/機関科第一

遠洋区域を航行する大型船の二等航海士・二等機関士や内航大型船の船長・機関長等に必要な三級海技士資格の取得を目指す課程。卒業時において三級海技士の受験に必要な乗船履歴を有する者が入学対象者で第二種養成施設(海技免許取得に必要な乗船履歴を有する者のみ入学が可能)に指定されており、卒業者は海技従事者国家試験において筆記試験が免除される。

三級海技士航海科第二/機関科第二

近代化船^注の運航に必要な船橋当直三級海技士(航海)又は機関当直三級海技士(機関)の海技士免許を受有し、卒業時において三級海技士の受験に必要な乗船履歴を有する者が入学対象者で第二種養成施設に指定されている。

注 近代化船：船舶の機械化及びコンピュータ制御等近代設備を備え、最小数の乗組員で運航される船舶で、当直業務に限定した免許制度が適用されている。

三級海技士航海科第三/機関科第三

四級海技士の免許を受有し、卒業時において三級海技士の受験に必要な乗船履歴を有する者が入学対象者で、第二種養成施設に指定されている。

三級海技士航海科第四、三級海技士機関科第四

独立行政法人海員学校本科における教育を基礎として、さらに教育訓練を受けること

により、三級海技士資格の取得を目指す課程で、第一種養成施設（海技士免許取得に必要な乗船履歴を有しないものが入学）に指定されている。

四級海技士航海科/機関科

内航中小型船や遠洋漁船の船長・機関長等に必要な四級海技士資格の取得を目指す課程。卒業時において四級海技士の受験に必要な乗船履歴を有する者が入学対象者で、第二種養成施設に指定されている。

(3) 関係データ

	13年度	12年度
入学者数	57名	59名
卒業生数	57名	67名
海事関係企業への就職率	71.4%	86.1%
国家試験合格率	71.7%	82%

（参考資料1・4・5参照）

2. 業務の有効性等

(1) 学生の入学

平成13年4月より船員が受講しやすいように、入学資格について一級海技士科と二級海技士科の「海事従事者国家試験の受験に必要な乗船履歴受有者」、また四級海技士科の「五級海技士免許受有者」の条件を緩和した結果、前年度に比べ、各課程合せて入学者数が8名増加した。

(2) 教育訓練

教育の質の向上を図り学生の理解度を高めるため、授業の中に積極的に実習・演習を取り入れ、LL教室やPC演習室等を利用して視聴覚教材を積極的に活用するとともに、各種シミュレータを始めディーゼル機関実験室、自動制御実験室、電気実験室、英会話訓練装置等の主要教育機材の稼働率を講習科も含め前年度に比べ10%以上向上させた。
（参考資料17参照）

特に、シミュレータについては船舶の技術革新に対応した教育訓練を実施するため、操船シミュレータ、レーダ・ARPAシミュレータ、GMDSSシミュレータ、機関室シミュレータ等の拡充を図ってきているが、平成13年度は原油タンカーシミュレータを新たに導入し、シミュレータによる船員教育訓練システムの充実を図った。

能力や職務経験及び年齢が異なる学生を指導するため、必要に応じて補講を実施し、海技士免許取得の指導を行ってきたが、国家試験合格率は71.7%に留まった。

（参考資料5参照）

三級海技士科第四については、独立行政法人航海訓練所や同海員学校及び国土交通省

海事局船員部との連携を強化するため今年度連絡会議を7回開催し、座学教育、実習訓練そして就職に至るまで一貫した教育指導を行った結果、海事関係企業への就職率は71.4%になった。
(参考資料4参照)

- 2 講習科

個別業務名

講習科

業務実施期間

平成 13 年 4 月 1 日 ~ 平成 14 年 3 月 31 日

業務の概要

講習科は海技に関する短期教育を実施するものであり、船舶職員養成施設の指定を受けている課程にあつては、船舶職員法施行規則に沿ったカリキュラムで実施している。

(参考資料 18 参照)

業務の目標

船員政策の実現や海運界の要望等の社会的ニーズに基づいて教育訓練を実施することにより、政策遂行等に資することを目標とするとともに、船舶の安全運航及び我が国船員の高度な海技の維持・向上を目指している。

評価の結果

1. 業務の必要性

- (1) 船員政策の遂行のための課程は、我が国商船隊の構成の変化や海技資格制度の変更に対応して立案された政策を実現するために必要な教育訓練であり、国土交通省所管の教育機関による行政と一体となった対応が求められており、受講者に過大な負担を負わせることなく実施されなければならない。
- (2) 国際協力の観点から、開発途上国船員に対する教育訓練を実施しているがこれらの課程は諸外国に対して海技及び船員教育手法等の技術移転であり、実施にあたっては高度な専門的知識や技能に加え英語による指導力が求められる。
- (3) 最近では外航船員が減少し、自社研修が縮小されている状況のもと、海運会社等からの要望に基づき、シミュレータ等を活用して船舶の安全運航及び船舶運航技術に必要な教育訓練を実施している。これら教育訓練に必要な教育機材の充実及び拡充を図り、柔軟に対応している。
- (4) 課程の設置について
講習科に船員政策等の目的に応じて、次のような課程を設置している。高等部は船舶職員として海上実歴のある者、普通部はそれ以外の者を対象にしている。

【高等部】

航海科船橋当直課程、機関科機関当直課程

船員制度の近代化政策^注に対応している課程で、三級海技士（航海又は機関）若しくはこれより上級の資格を有している者が、近代化船の運航に必要な反対職（航海士の場合は機関士、機関士の場合は航海士）の当直三級海技士資格を取得するための教育を実施している。第一種養成施設に指定されており、修了後6月以上の海上実習の後、海技従事者国家試験の筆記試験が免除される。

注 近代化政策： 船舶の技術革新の進展に対応するとともに、航海・機関両用化を図り乗組員を少数精鋭化することにより日本船の国際競争力を増強し、併せて日本人船員の職域確保を目的とした政策である。

航海科三級海技士課程、機関科三級海技士課程

通信システムの発達により通信士の配乗が義務づけられる船舶が減少したため、二級海技士（通信）以上の海技免許受有者に対して航海士又は機関士への職種転換を促進しようとする船員政策に対応した課程で、職種転換に必要な三級海技士（航海又は機関）資格を取得するための教育を実施している。第一種養成施設に指定されており、修了後6月以上の海上実習の後、海技従事者国家試験の筆記試験が免除される。

航海科四級海技士課程、機関科四級海技士課程

三級海技士（通信）以上の海技免許受有者に対して航海士又は機関士への職種転換を促進しようとする船員政策に対応した課程で、職種転換に必要な四級海技士（航海又は機関）資格を取得するための教育を実施している。第一種養成施設に指定されており、修了後6月以上の海上実習の後、海技従事者国家試験の筆記試験が免除される。

専攻科船舶技術管理課程、専攻科国際海運管理課程

近代化船又は混乗船^注の上級職員に対して船舶の安全運航に必要な船舶運航技術や船舶管理に関する最新の知識・技能に関わる教育を実施し、船員の資質の向上を図っている。

注 混乗船：外国人船員と日本人船員が混合配乗される船舶

専攻科シミュレータ課程第一、専攻科シミュレータ課程第二

近代化船又は混乗船の上級職員に対して船舶の安全運航に必要な船舶運航技術をシミュレータ等により習得する課程である。

【普通部】

航海科船橋当直課程、機関科機関当直課程

船員制度の近代化政策に対応している課程で、部員（船舶職員以外の船舶乗組員）に対して近代化船の運航に必要な船橋当直三級海技士（航海）又は機関当直三級海技士（機関）資格を取得させるための教育を実施している。第二種養成施設に指定されており、海技従事者国家試験の筆記試験が免除される。

航海科技術協力課程初級、機関科技術協力課程初級

開発途上国の商船教育機関卒業者に対して、船員として必要な学術及び技能を教育する課程であり、この課程修了後航海訓練所練習船及び海運会社所属の船舶に乗船することにより、海技資格取得に必要な乗船履歴が付与される。

航海科技術協力課程中級、機関科技術協力課程中級

開発途上国の船舶職員及び船員教育に携わる者に対して、必要な学術及び技能を教育する課程で、帰国後自国で海事分野において中堅指導者としての役割を担う。

航海科若年船員養成課程・機関科若年船員養成課程

外航商船での乗船訓練など実践的な教育訓練を通して、即戦力として活躍できる能力を身につけた若年船員を養成する課程であり、三級海技士（航海又は機関）の国家試験受験資格のある者が対象である。

航海科海技講習課程、機関科海技講習課程

船員制度の近代化政策に係る船舶技士（甲板、機関両方の職務ができる者）の資格を取得するための指定講習であり、入学資格は機関部員又は甲板部員としての経験を有する者である。

航海科技能講習課程、機関科技能講習課程

海陸互換性のある技能資格（フォークリフト運転技能講習、冷凍機械責任者、ボイラ実技講習等）を取得する課程で、船員としての経験を有する者が入学対象者である。

航海科五級海技士課程、機関科五級海技士課程

内航海運の運航に必要な五級海技士資格の取得を目指す課程であり、第二種養成施設に指定されている。講習修了時において五級海技士の受験に必要な乗船履歴を有する者が入学対象者である。

船舶基礎講習課程

内航海運業界の要請に対応し、船員教育機関卒業者以外の者で、内航海運に新規に就職した者に対して、内航船員として必要な船舶基礎知識を教育する課程である。

委託研修課程

13年度より新たに海運会社等の委託により船員に対して安全運航及び技能向上に必要な教育を実施している。最新の技術及び船舶管理に係る教育、航海計器運用実務、GMDSS 機器操作、航海士実務、機関士実務、船用電子制御、海事英語等を海運会社の要望に柔軟に対応して実施している。
(参考資料3参照)

(5) 関係データ

	13年度	12年度
入学者数	725名	230名
(委託研修課程 507名を含む)		
修了者数	721名	226名
(委託研修課程 507名を含む)		
修了生比率	99.4%	98.2%
国家試験合格率	92.3%	90%

(参考資料1・5参照)

2. 業務の有効性

(1) 受講

船員制度の近代化政策に対応している課程については、その任務を終えつつあるが、新たに開設した委託研修課程は、内航及び外航海運のニーズに柔軟に対応し、かつ船員が受講しやすいように短期間にしたことにより500名を超える研修生を受入れる等大きな成果を上げることができた。

(参考資料3参照)

(2) 教育訓練

授業の中に実習を積極的に取り入れ、海技士科の項 2.(2) で述べたとおり、主要教育機材の稼働率を10%以上向上させた結果、教育の質の向上が図られ受講生の理解度が高まった。

委託研修課程については、教育効果を高めるため30社以上の内航及び外航海運会社と講習内容について協議をして、海運界の要望に応えるよう努めた。

五級海技士課程については、講習期間が短期間なため、必要に応じて補講を実施して海技士免許取得に向け指導してきた結果、国家試験合格率が92.3%であった。

(参考資料5参照)

国際協力に貢献するため諸外国から開発途上国研修生を受入れているが、講習に対する満足度は研修生の91.2%である。

シミュレータのインストラクター養成計画等を策定し、講習担当職員の技能向上を目的とする研修計画に従い、実務研修を8件実施し、受講生に対して各講習に対する要望に応えるよう努めた。

(参考資料19参照)

- 3 通信教育科

個別業務名

通信教育科

業務実施期間

平成 13 年 4 月 1 日～平成 14 年 3 月 31 日

業務の概要

通信教育科は、海技士科及び講習科の教育と連携し、海技に関する教育を実施するとともに、海員学校高等科卒業生に対して高等学校卒業同等資格を与える教育を通信教育で実施している。
(参考資料 20 参照)

業務の目標

修学機会の限られている船員に対し通信教育を行うことにより、教育の機会均等を確保し、船員の資質の向上を図ることを目標としている。

評価の結果

1. 業務の必要性

- (1) 高等科専門課程においては、船舶に関する新しい知識や技能並びに海事に関する一般知識を教育することによって、船員社会の指導的立場にある、または将来なりうる受講生の資質の向上を図る。
- (2) 今日、大学進学のみならず、各種免許取得にも高等学校卒業以上の学歴条件が必要となっているが、普通科 A 課程においては、海員学校高等科卒業生に対して高等学校卒業と同等の資格を付与することによりその救済を図っている。
- (3) 普通科 B 課程においては、海技に関する基礎から三級海技士相当の実力を養おうとする入学者に対して教育を行っており、就業環境や乗船履歴等の条件により海技士科、講習科による教育を受けられない者でも同じ教育スタッフによる報告課題添削や面接授業を受講することができる。

(4) 関係データ

	13 年度	12 年度
入学者数	1 3 7 名	1 1 4 名
卒業者数	6 8 名	6 9 名
面接授業参加者数	1 9 名	3 2 名

(参考資料 1 参照)

2. 業務の有効性等

(1) 学生の入学・卒業

- ・インターネットを活用した募集活動の結果入学者が増加し、特に普通科B課程については、今年度18名の入学者の増加があった。
- ・普通科A課程は例年どおり高い卒業率を示しており高等学校卒業同等資格獲得に対する意欲が感じられる。

(2) 面接授業参加者数(普通科のみ)は、夏休みを含む期間にも開講したが、19名に留まった。その内訳は、普通科A課程は6名、普通科B課程航海科は6名、普通科B課程機関科は7名である。満足度に関しては、すべての面接授業受講者から満足しているとの回答を得ている。

(3) 高等科専門課程においては、毎年好評の教科書購読によって専門知識の補充、知識欲の満足が得られ、ひいては海技の伝承にも貢献している。

4 船舶運航技術及び船員教育に関する研究

個別業務名

船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに船員の教育に関する研究

業務実施期間

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日

業務の概要

海技大学校が船員教育を主目的とする機関であることに鑑み、次の 8 項目の分野に限定した 40 テーマを厳選し、平成 13 年度研究計画書を策定し研究業務を実施してきている(右カッコ内の数字はそれぞれのテーマ数)。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 船舶の運航技術に関する研究(航海系) | (7) |
| (2) 船舶の運航技術に関する研究(機関係) | (6) |
| (3) 船舶の安全性・信頼性に関する研究 | (7) |
| (4) 海洋科学・海洋汚染の問題に関する研究 | (4) |
| (5) 船員の教育訓練に関する研究 | (12) |
| (6) 船員政策・海事関連法・海事史・海運経済に関する研究 | (2) |
| (7) 海事思想の普及に関する研究 | (1) |
| (8) その他の研究 | (1) |

なお、これらのうち 16 件のテーマは本年度で研究を終了し、24 件のテーマは来年度も継続して研究を実施することとしている。(参考資料 9 参照)

業務の目標

研究業務は、次のような目標を達成することを目指している。

- (1) 研究成果が船舶の安全で効率的な運航技術に寄与すること。
- (2) 研究成果が海運界の発展に寄与すること。
- (3) 研究活動を通して教官が最新の知識・技術等を吸収すること及び研究の成果が船員教育の質的向上に効果的に寄与すること。

評価の結果

(1) 組織的な研究計画の策定が行われたか

平成 13 年度研究業務は、年度当初に作成された「海技大学校研究計画書」に基づき実施されているが、同計画書は年度当初に研究テーマを募り、研究者の所属する各教室でテーマの重複等のチェックを行った上、研究管理委員会で予算等の調整を行い原案を作成し教官会議での審議・了承を経て理事会で承認されたものである。(参考資料 10・11 参照)

(2) 共同研究を行い研究活動が活性化されたか

共同研究協定書等の正式な文書交換に基づく共同研究には至らなかったものの、東京商船大学との「操船シミュレータの系統的機能評価とその活用」、神戸商船大学・大阪ボイラ製作所との「スケール成分とリン酸系清缶剤の新化学反応モデルの検証」の研究を共同で実施

する等、多くの研究テーマで他の教育機関（京都大学、大阪大学、東京水産大学、島根医科大学、大島商船高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、宮城県水産高校）、海事関連企業（日本無線）並びに内海水先人会の各組織に所属する研究者との共同研究を実施した。

(3) 研究に対する自己評価体制が構築され、かつ自己評価が適切に行われたか

研究業務の評価について、「海技大学校における組織的研究のあり方等についての指針」に基づき、(1)研究者本人による自己評価、(2)教室レベルで行う教室評価、(3)研究管理委員会が行う全体評価の3段階で、研究計画書に記載された研究の目的、実施項目、予算及び期待される効果に対して、実際に行った研究によるこれらの達成度を客観的にかつ公平に海技大学校が自己（内部）評価する体制を確立した。同指針に基づく評価は平成13年度終了後に実施する予定である。（参考資料12・13参照）

(4) 研究成果の船員教育への反映は行われたか

研究活動を通して研究者本人が船舶運航の高度な技術、安全で効率的な運航のための知識を深めることにより、それぞれの教育業務（授業、実習等）の中で、学生の知識及び技術向上に寄与している。特に、研究範囲「船員の教育訓練に関する研究」における各テーマ『レーダARPAシミュレータによる教育・訓練手法の改善に関する研究』等は、直接的に船員の教育訓練を効果的・効率的に行う手法を開発することを目的にしたものであり、海技大学校の教育訓練に対して有効な研究となっている。

(5) 成果の発表（論文、学会発表）実績が目標を達成したか

平成13年度に計画した成果の発表目標（5件程度の論文発表と5件程度の学会発表）に対して、合計19件の成果発表を行った。これらのうち、博士学位論文の1件、学術誌論文の3件及び国際学会発表の4件の合計8件が目標で挙げた論文発表に相当し、国内学会発表の10件が目標で挙げた学会発表に相当する。（参考資料14参照）

- (1) 博士学位論文「メンタルイメージを用いた事故原因解析に関する研究」
1件
- (2) 学術誌論文「レーダ・ARPAシミュレータにおける2自船避航操船訓練の評価」等3件
- (3) 国際学会発表「Study on the Application of Wind Energy Generation System to a Small Ship」等4件
- (4) 国内学会発表「繰り返し荷重を受ける索の温度上昇に関する実験的研究」等10件
- (5) 紀要・報告書 1件

(6) 研究成果をHP等で公表したか

インターネット上で公開している「海技大学校ホームページ(<http://www.mtc.ac.jp>)」の「研究計画/成果」のページ上の「平成13年度研究成果発表リスト」として以下の項目について公開している。

- (1) 表題（和文・英文）
- (2) 著者

(3) 発表学会誌名、発表学会名

(4) 概要

なお、これらのリストを見た外部の研究者又は一般の人から論文本体の閲覧の要望があれば、これに応えられる体制をとっている。

内部評価の実施体制等

海技大学校の教育及び研究活動に係る個別業務については、独立行政法人海技大学校内部評価委員会規程に基づき、独立行政法人海技大学校内部評価委員会において自己評価を行うほか、教育業務については、ユーザモニター会議、学生によるアンケート並びに通信教育指導講師打ち合わせ会議等を活用し、在校生、卒業生、海運会社、海事関連会社等及び海運会社に依頼して設けている通信教育指導講師への意見聴取を行った結果を、教育業務の改善に反映させる事とする。研究業務については、独立行政法人海技大学校研究管理委員会規程に基づき、海技大学校研究管理委員会が、「独立行政法人海技大学校における組織的研究のあり方等についての指針」並びに「独立行政法人海技大学校研究業務評価要領」に則り、研究計画書及び研究報告書を取りまとめ、研究業務の改善に反映させる事とする。